

兵庫県水道事業のあり方について
中間報告
(案)

平成29年2月

兵庫県水道事業のあり方懇話会

はじめに	1
I 水道事業をめぐる現状と課題	2
1 県内水道事業の現状	
2 主な課題と地域別の特徴	
(1) 人口減少等に伴う水需要の減少	
(2) 施設の老朽化等による更新需要の増大	
(3) 専門職員の確保・育成	
3 水道事業をめぐる国の動き	
(1) 戦略的アプローチの推進	
(2) 広域連携の推進	
II 持続可能な経営基盤の確保に向けた検討の方向性	6
1 人口減少等に伴う水需要の減少への対応	
(1) 各事業体における経営合理化等	
(2) 広域連携による業務規模の確保	
(3) 今後の水需要に見合った施設規模への見直し	
2 施設の老朽化等による更新需要の増大への対応	
3 専門職員の確保・育成への対応	
(1) 支援の仕組みづくり	
(2) 公民連携の推進	
III 水道事業を取り巻く課題への対応方策（懇話会からの提言）	7

提言 1 地域特性に即した対応方策（広域連携等）の検討の場の設置

- 1 各事業体の取組**
 - (1) 各地域での検討体制の構築
 - (2) 主な検討課題（各類型の顕著な傾向など）
 - ① 都市部
 - ② 都市近郊
 - ③ 中山間部
 - (3) 事業推進の上での広域連携による対応方策例
- 2 県等による支援**
 - (1) 説明会の実施及び各地域での先行的な取組の全市町への情報提供
 - (2) 地域別水道事業広域連携協議会（仮称）の設置への支援
 - (3) 県営水道の位置付け

提言2 不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり

1 検討可能な対応方策例

2 支援の仕組みづくり

(1) 支援ニーズの調査

(2) 支援組織設立に向けた検討

提言3 国に対する財政措置・制度改正の要請・提案

1 国庫補助・交付金制度における補助・交付率引上げ、適用要件緩和及び予算確保等

2 旧簡易水道事業に対する財政措置の継続

3 条件不利地域の水道事業に対する財政措置の創設

4 柔軟な事業運営を可能とする地方の裁量拡大

IV おわりに（今後の進め方等） 14

V あり方懇話会概要、開催経過等 15

兵庫県水道事業のあり方について（中間報告）参考資料編 目次

VI 参考資料 16

参1 水道事業の広域連携の推進について

参2 水道事業における広域化等の導入事例

参3 兵庫県内ブロック等分類例

参4 【概要】国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について

はじめに

我が国の水道事業は、人口減少等の経営環境の変化や施設更新の需要増大、専門人材の不足など様々な面で喫緊の課題を抱えています。

そのような中、国からは「水道事業の広域連携の推進について（H28.3.2 厚生労働省）」や「市町等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について（H28.2.29 総務省）」が通知されるなど、水道事業の基盤強化に向けて検討体制の構築が求められています。

兵庫県では国からの要請に先んじて、平成27年8月より「水道事業の今後のあり方を考える会」（有志6市町長等により構成）が開催され、兵庫県独自の手法について議論されました。

この報告書（平成27年11月）を踏まえ、水道事業を取り巻く諸課題に対して、幅広い観点から検討を行うため、県、市町一体となって協議・検討する場である「兵庫県水道事業のあり方懇話会」を昨年5月に設立しました。

当懇話会では、人口減少等に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新費の増大など様々な課題に対して、本県は水源の状況、地理的状況などが各地域によって大きく異なることを踏まえて、地域の特殊性を考慮して広域的な対応を検討すべきとの認識のもと、たとえば、県内を①都市部、②都市近郊、③中山間部の3類型に分類し、それぞれに応じた方向性や対応方策について、議論を深めてきました。

今回、これまでの議論や国からの要請等を踏まえ、市町等自らが不断の経営努力を行うことはもちろんのこと、人口減少社会にあつての水道事業の持続可能性を探り、経営健全化などについて検討すべく、各事業体（市町等）や県がとるべき方向性として、次の3点について、「中間報告」の取りまとめを行いましたので、ここに報告するものです。

- ① 地域特性に即した対応方策について、地域ごとに検討の場を設けること。
- ② 事業体及び地域としての取組を行ってもなお不足する専門職員の確保・育成を図るための支援の仕組みづくりを検討すること。
- ③ 事業体及び地域としての取組や経営の維持に必要なとなる財政措置や制度改正を国に要請・提案すること。

本報告により、兵庫県水道事業における諸課題への対応方策が早急に検討されることを期待しております。

平成29年2月

兵庫県水道事業のあり方懇話会
座長 佐竹 隆幸(関西学院大学大学院教授)

I 水道事業をめぐる現状と課題

1 県内水道事業の現状

兵庫県内の水道事業は、全国的な傾向と同様に、人口減少等に伴う水需要の減少、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大、高齢化等に伴う専門職員の確保・育成などの喫緊の課題に直面しており、今後、経営環境は更に厳しさを増すことが想定されている。

また、都市、中山間など多様な地域特性を有する本県の特徴として、水道事業を取り巻くこれらの諸課題(人口減少、施設の老朽化、専門職員の不足など)についても地域による状況の差が大きい。

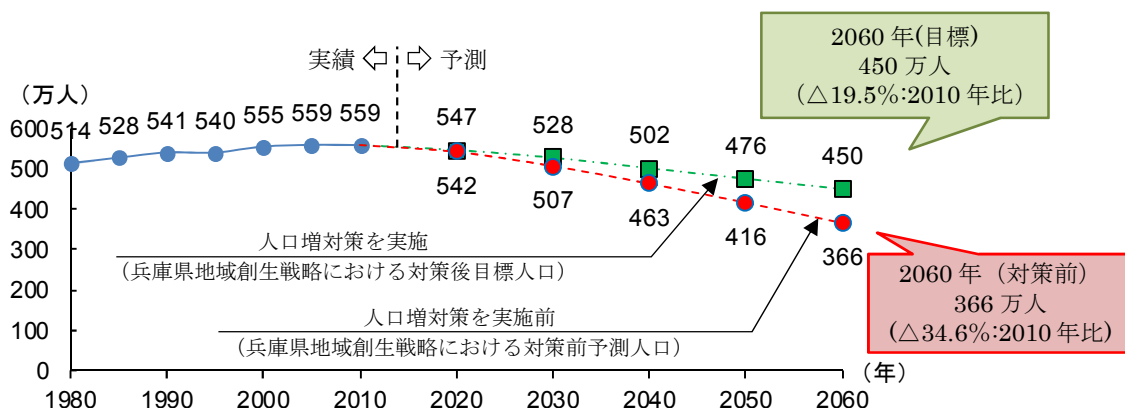
2 主な課題と地域別の特徴

(1) 人口減少等に伴う水需要の減少

人口減少の進展により、本県における 2060 年の人口は、2010 年比 ▲34.6% の約 370 万人 (約 ▲190 万人) になると推計されている (図-1)。

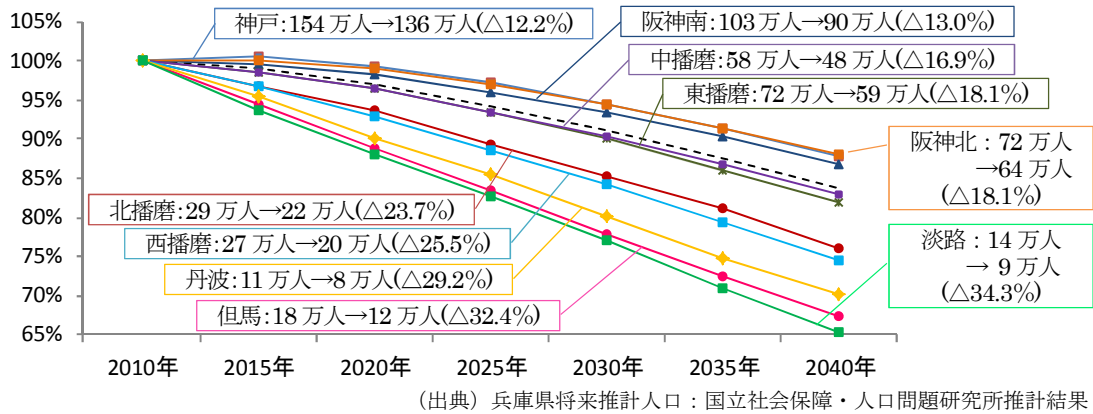
このような人口減少及び節水意識の高まりなどに伴う水需要の減少により、今後、各事業者の料金収入は大きく減少するとともに、現在の施設規模が需要に対して過大となることが想定される。

なお、県内の人口減少率には大きな地域格差があり、神戸・阪神地域などの都市部では比較的緩やかに人口減少が進行するのに対して、但馬・淡路地域などの中山間部では急激に人口減少が進行するため、特に小規模事業者では今後更に大きな支障が生じることが懸念されている (図-2)。



(出典) 実績：兵庫県の人口の動き (H28.3)、予測：兵庫県地域創生戦略 (H28.3 改定)

図-1 兵庫県人口の推移



図－２ 兵庫県内各地域の人口変化率の推移

(2) 施設の老朽化等による更新需要の増大

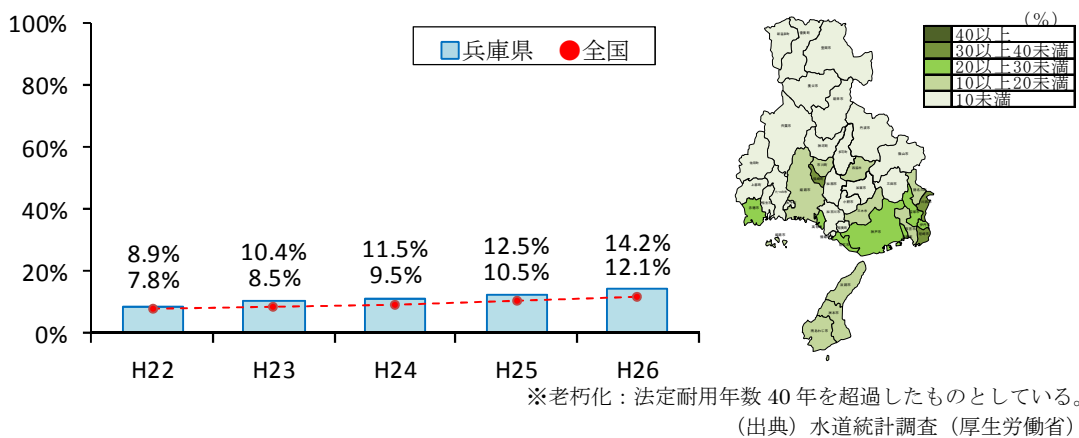
高度経済成長期に集中的に整備された水道施設が現在、更新時期を迎えており、本県でも法定耐用年数を超過した水道管路の割合が14.2%（平成26年度、全国平均：12.1%）になるなど、施設の老朽化は年々進行している。このような状態は、早期に事業を始めた阪神南地域などの都市部において特に顕在化している（図－3）。

一方、更新管路は全体の0.57%（平成26年度、全国平均：0.76%）に留まっており、老朽化の進行に対して更新が遅れている（図－4）。

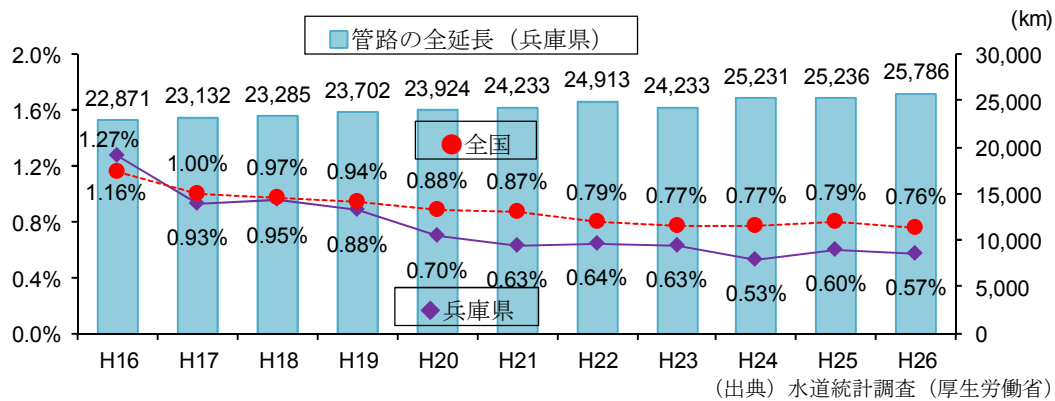
また、県内の基幹管路の耐震適合率^{*}は41.2%（平成26年度、全国平均：36.0%）と、近年は横ばいで推移しており耐震化も進んでいない（図－5）。

水道施設の更新・耐震化が適切に実施されない場合、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、全国で頻発する災害での状況に照らしても、断水が長期化するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

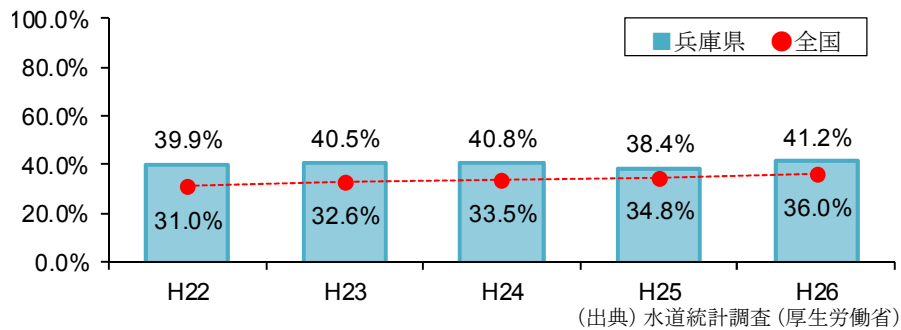
※耐震適合率：耐震性及び耐震適合性を有する管の占める割合



図－3 管路の老朽化^{*}率の推移及び各事業体の管路の老朽化率（H26）



図－４ 管路の延長及び更新率の推移



図－５ 基幹管路の耐震適合率の推移

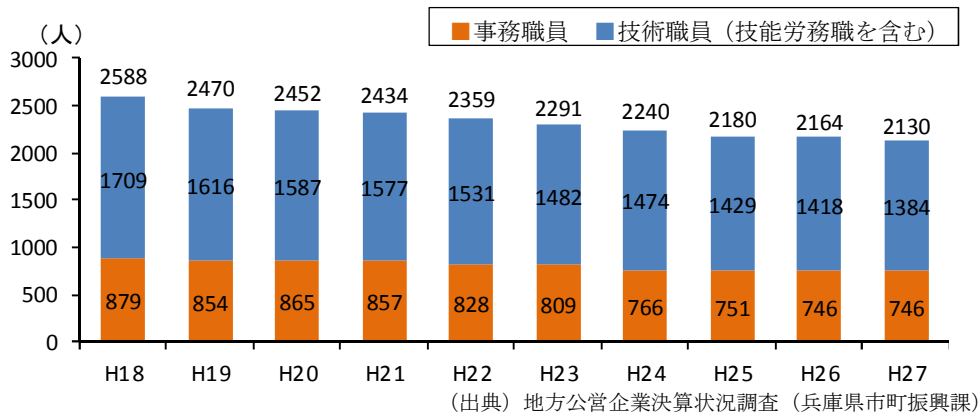
(3) 専門職員の確保・育成

各市町における定員削減、団塊世代の退職などにより、県内の水道事業に従事する職員数は、最近10年間（平成18年度→平成27年度）で458人減少（▲約2割）している（図－6）。

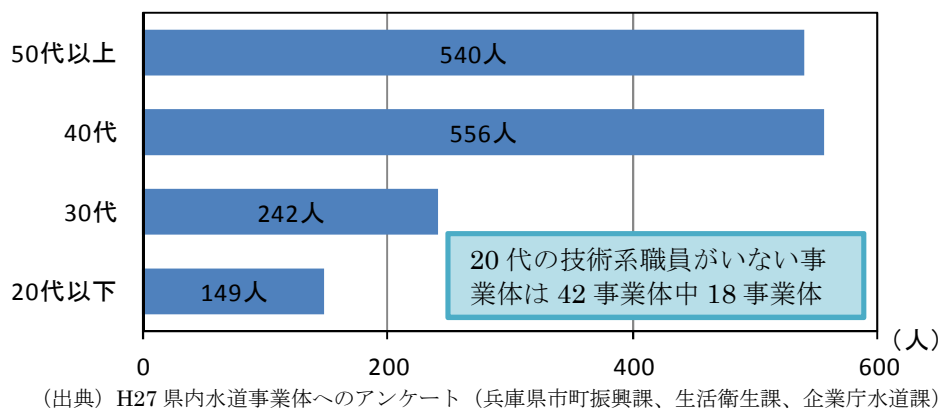
また、年齢構成についても、専門職員は50歳代以上が約4割以上を占める一方、20歳代以下は1割程度となっており、20歳代の職員がいない事業体もあるなど、高齢化が進んでいる（図－7）。

このような現状に対して、多くの事業体から、専門職員の不足に対する将来への強い危機感が示されており、特に、今後の施設の更新需要を見据えて、「計画策定」、「設計・積算」、「設計施工（更新）」などの分野で大きな不安を抱えている実態が浮き彫りとなっている（図－8）。

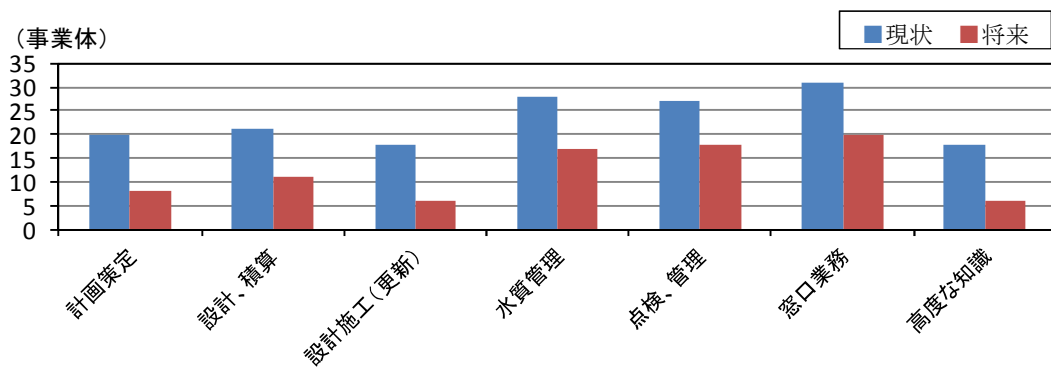
このような職員の高齢化や専門職員不足の傾向は、中山間部を中心とする小規模事業体において特に顕著である。



図一六 県内市町水道事業に従事する職員数の推移



図一七 県内水道事業に従事する技術職員の年齢構成



図一八 専門職の確保状況に関するアンケート結果

3 水道事業をめぐる国の動き

(1) 戦略的アプローチの推進

厚生労働省は、水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後も全ての国民が継続的に水道の恩恵を享受し得るよう、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示した新水道ビジョンを平成 25 年 3 月に策定した。

これを受けて、水道事業体は課題解決のための基本的な取り組みとして、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施並びに「耐震化計画」等の計画策定が必須事項とされており、これらを戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとされている。

また総務省は、各地方公共団体に対して、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に適切に取り組む、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善を通じた経営基盤の強化に努めるよう要請している。

(2) 広域連携の推進

総務省より、都道府県に対して、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け公営企業課長、公営企業経営室長）が通知され、都道府県が市町村とともに広域連携を検討する体制を設置するよう要請された。これを受け、46 道府県において、都道府県単位の広域連携等の検討体制が平成 28 年度中に設置される予定となっている。

一方、厚生労働省より、「水道事業の基盤強化に向けた取組について」「水道事業の広域連携の推進について」（平成 28 年 3 月 2 日付け水道課長）が通知された。平成 28 年 3 月からは、厚生労働省の水道事業の維持・向上に関する専門委員会において議論が重ねられ、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について、「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」が取りまとめられた。また同省では、今般取りまとめられた報告書の提言を踏まえ、必要な制度的対応等を行うこととなっている。

II 持続可能な経営基盤の確保に向けた検討の方向性

今後、経営環境は更に厳しさを増す中、水道事業が住民生活に不可欠なサービスであることを踏まえ、今後も経営が維持されるよう、各水道事業体及び用水供給事業体（以下「事業体」という。）は一層の経営合理化に取り組まなければならない。

本懇話会が提起した諸課題に対して、各事業体がとるべき持続可能な経営基盤の確保に向けた対応として、以下の方向性が考えられる。

1 人口減少等に伴う水需要の減少への対応

(1) 各事業体における経営合理化等

各事業体での課題解決の基本的な取組として、施設の再構築等を考慮したアセットマネジメント、耐震化計画等の戦略的アプローチ及び経営戦略等の策定により、中長期

的な更新需要や財政収支を把握するとともに、更なる経営合理化（例えば、組織・人員の適正化、民間委託とのコスト比較、資産等の有効活用、新技術の活用など）を十分に検討する必要がある。

また、料金収入をもって経営を行う独立採算が基本原則であることから、中長期的な更新需要や財政収支を踏まえた上で、原価（減価償却費や資産維持費等を含む）に基づく適切な料金水準となっているかを定期的に検証することも必要である。

(2) 広域連携による業務規模の確保

水需要の減少に伴い、各事業体の業務規模が縮小する中、特に、人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の事業体では、単独で解決の方向性が見いだせない課題が少なからず存在すると考えられる。その状況においては職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携（業務の共同化など）の手法を活用することが有効である。

そのため、単独での経営合理化（上記（1））に加えて、広域連携についても、検討する必要がある。

(3) 今後の水需要に見合った施設規模への見直し

水需要の減少に伴い、現在の施設規模が需要に対して過大となることが想定されることから、今後の水需要を踏まえた施設のダウンサイジング、統合、廃止などの対応も検討する必要がある。

2 施設の老朽化等による更新需要の増大への対応

今後の施設更新に当たっては、上記（3）に加えて、従来どおり単独設置する場合の費用と近隣団体との施設の共同設置（広域連携）や用水供給事業体からの受水などで対応する場合の費用を比較考量するなど、計画的な施設の効率化を図る必要がある。

3 専門職員の確保・育成への対応

(1) 支援の仕組みづくり

経営や設計、積算、工事監理をはじめとした業務ノウハウを有する専門職員の不足に対しては、事業体単独での確保に加えて、近隣団体との広域連携による対応などを検討すべきであるが、既に、専門職員の確保が困難となっている事業体や地域もあることから、上記の方策に加えて、これらの業務に対する広域的な支援の仕組みづくりを検討する必要がある。

(2) 公民連携の推進

公民連携は、水道施設等の維持、管理及び運営等の向上はもとより、水道事業を支える人材の確保や水道事業の持続性、公共サービスの質の向上等に資するものであり、長期的な視点に立って、民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化に有効な方策の一つとして考えられる。

Ⅲ 水道事業を取り巻く課題への対応方策（懇話会からの提言）

水道事業をめぐる現状と課題、対応の方向性を踏まえ、各事業体（市町等）や県がとるべき対応方策として、次の3点について提言する。

- 提言1 地域特性に即した対応方策について、地域ごとに検討の場を設けること。
- 提言2 事業体及び地域としての取組を行ってもなお不足する専門職員の確保・育成を図るための支援の仕組みづくりを検討すること。
- 提言3 事業体及び地域としての取組や経営の維持に必要となる財政措置や制度改正を国に要請・提案すること。

提言1 地域特性に即した対応方策（広域連携等）の検討の場の設置

地域ごとに抱える課題が大きく異なるという本県の多様性を踏まえると、一律の対応ではなく、地域特性を考慮した上で、各事業体の判断のもとで対応方策を検討する必要がある。

1 各事業体の取組

(1) 各地域での検討体制の構築

水道事業を取り巻く諸課題に対して、まずは、各事業体が経営戦略などの戦略的アプローチによって体制強化を推進し、組織・定員・給与等の適正化や資産の有効活用等、新技術の活用、料金水準の検証などの経営合理化を徹底することが不可欠である。

その上で、同一の課題を共有する事業体間の広域連携も、その対応方策として有効な選択肢の一つであると考えられる。

しかし、広域連携による対応については、検討の調整役がない、検討の場が設定されていないことなどから検討が進んでいない地域が多いのが現状である。

そこで、各事業体は都市部、都市近郊、中山間部の類型に沿った課題に対して、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）ブロック等、既存の枠組みを基本とした検討の場（「地域別水道事業広域連携協議会（仮称）」）を設け、検討を早急に開始し具現化していくべきである。

(2) 主な検討課題（各類型の顕著な傾向など）

① 都市部

- ・ 当面、経営への影響は限定的であるものの、人口減少は緩やかに進展している。
- ・ 水需要の減少に伴い、施設稼働率が低下し、現在の施設規模が需要に対して過大な状況が生じることが見込まれる。
- ・ 高度経済成長期の人口急増にあわせて集中的に整備が進んだ地域が多く、施設の更新需要が増大している。
- ・ 現在は、専門職員が確保されている事業体が多いものの、高齢化が進んでいることから、将来的には技術の継承が困難となる。

② 都市近郊

- ・人口減少が大きく、将来にわたって経営を維持するためには、更なる経営合理化が必要である。
- ・現在は、都市部と比較すると更新時期を迎えている施設が少ないものの、耐震化や水需要の減少に伴う施設稼働率の大幅な低下（余剰施設の増加）など、今後の施設のあり方に多くの検討課題を抱えている。
- ・高齢化等に伴う専門職員の不足が顕在化していることから、支援の仕組みづくりが必要である。

③ 中山間部

- ・都市近郊の課題（上記②）が更に深刻化している。
- ・特に簡易水道を上水道に統合したものの施設の合理化が進んでいない*上に、小規模な集落が点在していることなどから、将来にわたって経営を維持するためには、新技術の活用など更なる経営合理化だけではなく、一般会計からの追加支援など新たな財政支援が必要となる。

※簡易水道の統合：

厚生労働省により、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間、期限を区切って簡易水道事業の統合が推進され、平成 21 年度までに統合計画を策定しない場合は、原則として国庫補助が受けられないとされた。国の動きを踏まえ、県内市町でも簡易水道の上水道への統合が進められた。

しかし、統合の実態を見ると、地理的な要因により施設の統廃合を伴わない事業統合（ソフト統合）とならざるを得ない団体が多く（統合事業の約 7 割）、国が意図した経営の効率化、経営基盤の強化等に至っていない事例が見受けられる。

【県内簡易水道の認可事業数】

H19.3 末：15 団体（128 事業）→H28.3 末：3 団体（28 事業）→H29.4：1 団体（6 事業）

(3) 事業推進の上での広域連携による対応方策例

各事業体が、地域課題に即した個別・具体的な対応方策を見出していく必要があるが、各地域における広域連携の対応方策として、例えば以下の表のような取組を進める必要がある。

さらに中長期的な取組としては、事業統合や経営の一体化などの広域連携の検討を行うことが必要である。

なお、検討の際は、現在、国において官民連携の推進に向けた環境整備が検討されていることも踏まえ、民間活用を単に経費削減の手段としてではなく、水道事業の持続性、サービスの質の向上に資するものとしても捉え、広域連携とともに検討することが望ましい。

表－１ 事業推進の上での広域連携による対応方策例

目的	対応方策	課題・検討事項
経営の 合理化	維持管理業務の共同委託 〔 収納・検針業務、施設運転管理業務、お客様センター業務など 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様の統一 ・緊急時を想定した地元中小企業の育成
	各種システムの共同化 〔 管路情報システム、料金システム、財務会計システムなどの保守管理を共同化 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様の統一
	資材等の共同購入 〔 材料・薬品、緊急資材など 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の確保 ・購入品目の統一
	電力調達での協力 〔 近隣市町で電気事業者と価格交渉を行い、より有利な価格で電力を購入 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・契約方法や内容を調整
	工事の共同発注	<ul style="list-style-type: none"> ・管路台帳の整備、共有化 ・緊急時を想定した地元中小企業の育成
	業務情報のクラウド化 〔 水質データやトラブル対応などの業務情報をインターネット上に保存し、情報共有 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティーの確保
	水質検査業務の合理化 〔 近隣市町との受託・委託、設備の共同設置 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・水質に関する緊急対応ができなくなる可能性
	漏水調査等の共同実施 〔 漏水の早期発見、有収率向上のために、漏水調査や配水管点検を共同実施 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の調整
	滞納整理の強化 〔 定期的な督促、納付相談、法的措置等を共同化して滞納整理の体制強化 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・人的要因への対応
行政区域外給水 〔 行政区域とほぼ同一となっている給水区域を見直し、近隣市町間で最も効率的となる給水区域に再編 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住民にとって分かり難い 	
施設の 合理化	施設の共同設置 〔 近隣市町と浄水場・配水池などを統合し、共同利用 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・水利権の取扱い
緊急時に おける 水の安定 供給	災害時連絡管の相互接続	<ul style="list-style-type: none"> ・管路口径の統一
	渇水期の水の融通	
	加圧給水車の共同配備 〔 災害時・断水時に活用する加圧給水車を、地域の中心部に配備し、必要時に貸出 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の財政負担区分
	災害時受援体制の共同構築 〔 地域全体が大きな被害を受けることを想定した受援体制 〕	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向け検討

お客様サービスの向上	水道料金支払方法の拡充 〔コンビニ支払い、クレジットカード決済などの共同導入〕	・手数料の負担
住民の理解促進	水道水のPR 〔同一水源の近隣市町でペットボトルの販売、広報によるイメージアップ〕	・効果的な事業の選定
	水道事業のPR 〔安全な水が蛇口に届くまでのプロセスの広報、広域でのトライやるウィーク受入れ、水道学習会などによる水道事業への理解促進〕	・効果的な事業の選定

※対応方策の抽出に当たっては、類型に応じた既存グループにご協力をいただいた。

- ① 阪神地域の水供給の最適化研究会（阪神水道企業団・神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市）
- ② 北播磨広域定住自立圏（西脇市・加西市・加東市・多可町）
- ③ 但馬上下水道協議会（豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町）

2 県等による支援

現時点では、各事業体間で広域連携を図る取組が進んでいない地域が多いことから、国の動向も踏まえながら、まずは検討の場を設定し、事業体や地域としての取組を促すことが不可欠である。その際、県が調整役として、各地域の実情を踏まえた対応方策の検討の場に積極的に参画するなどの支援を行うことも必要である。

なお、県は、広域連携の調整役として次の支援を行うべきである。

(1) 説明会の実施及び各地域での先行的な取組の全市町への情報提供

広域連携について、対応方策例を活用するなどして、本報告を踏まえた検討を行うため、県による全市町に対する説明会を実施する。

また、地域別の検討状況に応じて、先行的な取組内容の情報共有を図るための全市町への報告会を開催し、全ての地域での検討促進を図る。

(2) 地域別水道事業広域連携協議会（仮称）の設置への支援

県は日水協県支部ブロック等を基本とした圏域ごとに説明会を実施し、既存の枠組みを基本として圏域内での調整を経た上で、広域連携の調整役として、各事業体が広域連携を検討する場である地域別水道事業広域連携協議会（仮称）の立ち上げを働きかけるとともに、積極的に参画する。

(3) 県営水道の位置付け

県営水道は、市町域を越えた広域的かつ市町事業の補完的な事業体であることから必要に応じて、市町事業の継続と県営水道への転換による広域連携とを比較検討することが望ましい。

提言2 不足する専門職員の確保・育成に向けた仕組みづくり

専門職員の不足に対しては、まずはアセットマネジメント等によって各事業体が適正な組織に向けて体制強化を推進することが不可欠である。その上で、地域での広域連携や公民連携も対応方策として有効な選択肢の一つであると考えられる。

さらに、上記の取組を行ってもなお不足する専門職員の確保・育成を図るためには、県内全域での支援の仕組みづくりが必要である。

1 検討可能な対応方策例

各事業体で検討可能な対応方策として、例えば以下のような取組が考えられる。

表－2 不足する専門職員の確保・育成への対応方策例

目的	対応方策	課題・検討事項
人材不足への対応	職員の交流 〔 不足分野の職員の交流による相互補完 〕	・他団体の職員は、地域の実情に関する知識が不足
	業務の包括委託 〔 第三者委託による浄水場の運転管理など 〕	・職員の経験機会の減少
	業務の個別委託 〔 公的機関、他事業体、民間企業へ一部業務を委託 〕	・他団体の職員は、地域の実情に関する知識が不足 ・職員の経験機会の減少
	シニア技術者の活用 〔 再任用制度等による退職者、OB職員の活用 〕	・対象者との希望調整
	公民連携の活用 〔 PFI、公共施設等運営権方式などの活用 〕	・不採算部門への民間参入 ・事業規模の確保
人材の育成	研修・訓練などの共同実施 〔 外部研修の活用、スキルマップの共同作成、共同勉強会・研究会など 〕	・実施に向け検討
	講師（技術者）派遣 〔 協定締結による他事業体からスポット的な支援など 〕	・派遣元事業体の人的余裕 ・両者のニーズ調整
	業務の受託 〔 他事業体の業務受託で経験機会の確保など 〕	・他団体の職員は、地域の実情に関する知識が不足 ・両者のニーズ調整

2 支援の仕組みづくり

事業体及び地域としての取組を行ってもなお、専門職員の不足などに対応できない事業体を支援するために、専門職員の育成を含めた支援の仕組みづくりについて、県が調整役となって県内事業体とともに検討を進めるべきである。

(1) 支援ニーズの調査

県は支援を必要としている事業体へ調査チームを派遣し、具体的な支援業務内容の抽出をはじめとした支援ニーズを調査すること。

(2) 支援組織設立（既存組織の活用も含む）に向けた検討

県及び大規模事業体を中心となり、計画作成や設計積算等の業務の受託及び研修や講師派遣等の人材育成を目的とした持続可能な組織の設立に向けた調査・検討を行うこと。

なお、検討に当たっては、県・県内市町等による体制や民間の活用、シニア技術者の活用（退職者・OB職員等）なども含めて検討すること。

提言3 国に対する財政措置・制度改正の要請・提案

水道事業を取り巻く諸課題に対して、まずは各事業体における経営合理化の徹底、事業体間の広域連携、支援の仕組みづくりなど、地方自らが経営基盤の強化を図ることが不可欠である。

その上で、事業体及び地域としての取組や経営の維持に必要な財政措置や制度改正について、市町と県が共同し、国に要請・提案を行うことが必要である。

1 国庫補助・交付金制度における補助・交付率引上げ、適用要件緩和及び予算確保等

「生活基盤施設耐震化等交付金」「水道水源開発等施設整備費国庫補助金」「簡易水道等施設整備費国庫補助金」について、以下の対応を行うこと。

- ・補助率・交付率を一律に引き上げること。(現行: 1/4～1/2→引上案: 一律1/2)
- ・市町域を越えた事業統合・経営の一体化に加えて、施設の共同利用のための整備など広域連携を含めた事業を対象とすること。
- ・各団体の事業量に応じ、必要な予算枠を確保すること。
- ・広域連携に伴い重複する水道施設を廃止する場合において、国庫補助金等の返還を免除するなど、特段の配慮を行うこと。

2 旧簡易水道事業に対する財政措置の継続

簡易水道事業の上水道事業への統合について、統合後、一定期間経過後には経営の効率化、経営基盤の強化が実現することを前提に、旧簡易水道区域における給水人口による交付税措置は、統合の翌年度から10年間で段階的に縮減される。

しかし、統合の実態を見ると、地理的な要因により施設の統廃合を伴わない事業統合(ソフト統合)とならざるを得ない団体が多く(統合事業の約7割)、国が意図した経営の効率化、経営基盤の強化等に至っていないことを踏まえ、段階的縮減を廃止し、従来どおりの財政措置を継続すること。

3 条件不利地域の水道事業に対する財政措置の創設

人口減少や地理的要因等により自らの努力だけでは経営を維持することが困難な条件不利地域(例えば、過疎地域、辺地、離島など)では、料金収入のみでの原価回収を前提とした現行の財政措置が、より一層実態にそぐわなくなる傾向にあることから、公費負担のあり方を検討した上で、地方の実情を踏まえた必要な財政措置を創設すること。

4 柔軟な事業運営を可能とする地方の裁量拡大

全国一律に適用される水道事業の施設基準などについて、改めてその必要性・合理性を検証の上、必要に応じて制度を見直すなど、各事業体が地域の実情に応じて柔軟に事業運営ができるよう地方の裁量を拡大すること。

IV おわりに（今後の進め方等）

当懇話会では、水道事業を取り巻く諸課題に対して、持続可能な基盤を確保するため、各市町が講ずべき基本的な方向性と具体的な対応方策の提言を中間報告として取りまとめた。

市町は戦略的アプローチによる体制強化の推進や更なる経営合理化を踏まえた経営戦略を策定するとともに、地域別水道事業広域連携協議会（仮称）を立ち上げ、参画（複数可）する中、各市町の判断のもとで対応方策の検討を進めていくことが不可欠である。

県は、広域連携の調整役として検討を進めるために全市町や圏域ごとに説明会を実施し、地域別協議会（仮称）の立ち上げを働きかけるとともに積極的に参画するなど、各地域の取組の進展を支援するべきである。

あわせて、専門人材の不足に対する支援の仕組みづくりに向けた検討を進めるとともに、国に対しては、市町と県が共同して、財政措置や制度改正の要請・提案を引き続き、継続していく必要がある。

今後は、本報告の提言を踏まえ、県・市町等の関係者が、必要な対応を早急に取り組みられることを期待する。

時期	主な内容等
平成 29 年度 （各地域の検討状況に応じて随時開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中間報告」に基づき、各事業体で各地域での検討体制を構築し、対応方策を検討する。 ・ 全県説明会（報告会） 県は全市町に対する説明会を実施する。 ・ 地域別説明会 <ul style="list-style-type: none"> ① 県は圏域ごとに説明会を実施し、地域別協議会の立ち上げに向けた圏域調整を行う。 ② 県は地域別の検討状況に応じた先行的な取組内容の情報共有を図るため、全市町に説明会を実施する。 ・ 地域別水道事業広域連携協議会（仮称） 地域課題に即した個別・具体的な対応方策を検討する。 ○ 上記とともに、市町と県が共同して、国に対する財政措置・制度改正の要請・提案及び不足する専門職員の確保・育成を目的とした支援の仕組みづくりの検討も進める。
年度末予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「最終報告」 各地域別協議会等において検討された成果を最終報告としてとりまとめる。

V あり方懇話会概要、開催経過等

県内水道事業体が抱える人口減少等に伴う経営状況の変化、施設の計画的更新・耐震化への対応、専門人材の確保・育成等の対応方策、あり方などについて広く検討することを目的として、兵庫県水道事業のあり方懇話会を開催

検討事項は、

- (1) 県内水道事業の現状把握と将来の見通しに関すること。
- (2) 県内水道事業のあり方に関すること。
- (3) 県内水道事業の健全な発展に関すること。
- (4) その他、県内水道事業のあり方に関して必要な事項に関すること。

事務局は、補助金・交付金等を所管している健康福祉部生活衛生課が、全体を総括して対応しており、県営水道の企業庁水道課、起債など財政面の企画県民部市町振興課、ひょうご水ビジョンを所管している水エネルギー課と4課横断で分担して作業

回数	開催日	議題等
第1回	平成28年5月26日	(1) 県内の水道事業の現状と課題について (2) 今後の進め方について (3) その他
第2回	平成28年7月26日	(1) 地域別の現状と課題について (2) その他
第3回	平成28年9月27日	(1) 水道事業を取り巻く課題への対応方策 (広域連携・財政支援・技術支援等) (2) その他
第4回	平成28年12月26日	(1) 兵庫県水道事業のあり方懇話会 中間報告(素案) (2) その他[スケジュール(今後の進め方等)]
第5回	平成29年2月21日	(1) 兵庫県水道事業のあり方について 中間報告(案) (2) その他

兵庫県水道事業あり方懇話会 委員名簿 ○は座長

氏名	所属等
○ 佐竹 隆幸	関西学院大学教授
○ 鋤田 泰子	神戸大学大学院准教授
岸本 達也	神戸新聞社論説委員
蓬萊 務	小野市長
戸田 善規	多可町長
水口 和彦	神戸市水道事業管理者
長井 元典	姫路市水道事業管理者
門 康彦	淡路広域水道企業団企業長
広瀬 栄	養父市長
遠山 寛	上郡町長
山中 敦	阪神水道企業団企業長(～8/31)
谷本 光司	阪神水道企業団企業長(9/1～)
五味 裕一	兵庫県企画県民部長(～6/16)
西上 三鶴	兵庫県企画県民部長(6/17～)
太田 稔明	兵庫県健康福祉部長
石井 孝一	兵庫県公営企業管理者

(敬称略)

兵庫県水道事業のあり方について 中間報告

参考資料編

兵庫県水道事業のあり方について（中間報告）参考資料編 目次

- 参 1 水道事業の広域連携の推進について
- 参 2 水道事業における広域化等の導入事例
- 参 3 兵庫県内ブロック等分類例
- 参 4 【概要】国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について

VI 参考資料

参 1 水道事業の広域連携の推進について

生食水発 0302 第 1 号
平成 28 年 3 月 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
（ 公 印 省 略 ）

水道事業の広域連携の推進について

日本の水道は、平成 25 年度末で普及率 97.7%と大部分の国民が水道による水の供給を受けている状況を実現するとともに、水質の面でも世界に誇る「安全でおいしい水」の供給を達成していますが、一方で、管路をはじめとする水道施設の老朽化、耐震性の不足、職員数の減少、人口減少による料金収入減といった課題に直面しており、国民生活に密着した重要なインフラである水道の持続性を高める取組が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、厚生労働省では、これまでも都道府県に対して、都道府県水道ビジョンの作成により都道府県内における水道事業が目指すべき方向性等を示すことや、都道府県内の水道事業の広域化の推進を図っていただくことをお願いしてきたところです。

今般、水道事業の広域連携について、総務省より別添のとおり通知が発出されました（「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け各都道府県総務部長（市町村担当課、広域連携担当課扱い）・各都道府県企業管理者宛総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知）以下「総務省通知」という。）。

広域連携は水道事業の基盤強化のための有力な方策であり、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、総務省通知の趣旨を踏まえ、市町村担当課等の関係部局と十分に連携・協力の上、市町村等の水道事業の広域連携について、早期に検討体制を構築し、検討を進めていただくようお願いします。

なお、総務省通知において、検討体制の設置状況等を調査し、公表する予定であることが示されていますが、厚生労働省としても同調査を総務省と協力して実施するとともに、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の場で都道府

県における広域連携の推進状況についてフォローアップすることとしております。

また、総務省通知において、各市町村等の現状分析及び将来予測を行うことを求めています。その実施にあたっては、各水道事業者におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的資産管理）による更新需要の把握が有効であることを申し添えます。

厚生労働省においては、広域連携の推進を含む、水道事業の基盤強化方策について、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会（座長：滝沢智 東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し検討を進め、平成 28 年 1 月に、都道府県が推進役となって水道事業の広域連携を推進すべきこと等を内容とする「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」（以下「中間とりまとめ」という。）をとりまとめましたのでお知らせします（「水道事業基盤強化方策検討会中間とりまとめについて」（平成 28 年 3 月 2 日付け各都道府県水道行政担当部（局）長宛厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課事務連絡））。

なお、中間とりまとめで示された事項等については、厚生科学審議会生活環境水道部会の下に設置した水道事業の維持・向上に関する専門委員会においてさらに議論を深める予定であります。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的助言）に基づくものです。

別添

総財公第31号

総財営第13号

平成28年2月29日

各都道府県総務部長
〔市町村担当課、
広域連携担当課扱い〕
各都道府県企業管理者 } 殿

総務省自治財政局公営企業課長

(公印省略)

総務省自治財政局公営企業経営室長

(公印省略)

市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

水道事業については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化が一層求められています。

このため、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。）により、中長期的な経営計画である経営戦略の策定を要請し、その策定に当たっては、広域的な連携強化についても、地域の実情に応じ、経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として検討するよう、市町村、企業団及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）に対し求めているところです。

また、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）第3章をいう。）において、公営企業については、「広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め」とされていることを踏まえ、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。）では、「各都道府県別の広域化検討体制の構築（水道）」が取組内容として設定されています。

市町村等の水道事業の広域連携については、企業団化などの事業統合に限らず、経営の一体化、維持管理業務や総務系の事務処理などの管理の一体化、浄水場などの施設の共同化など様々な方策について、幅広く検討することが必要であるものの、検討の推進役の不在や検討の場の不足等により十分な検討が進んでいないのが現状です。

都道府県においては、市町村を包括する広域自治体として、市町村等の様々な広域連携について検討する場を提供する役割が期待されるところです。

各都道府県におかれては、下記の事項に留意の上、検討体制を早期に構築するとともに、市町村等の水道事業の広域連携について検討していただくようお願いいたします。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 広域連携に関する検討体制の構築等

（1）検討体制の構成

市町村等の水道事業の広域連携について検討を行うため、都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって構成すること。

都道府県においては、技術面や経営面などの観点から幅広く助言等を行えるよう、生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び用水供給事業等の水道事業を運営している企業局等の関係部局が参加した体制とすること。

また、検討体制の事務局は、構成員間の協議により決められるものではあるが、経営戦略の策定と整合性を図る観点から、公営企業を所管する都道府県市町村担当課が生活衛生担当課の協力を得て行うことが考えられること。

なお、地理的条件、社会的条件等を勘案し複数のブロックに分けて検討することが望ましい場合には、全体の検討体制の中に、ブロック単位の検討体制を構築することも考えられること。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏など既存の広域連携の枠組みにも十分に留意すること。

（2）検討体制の設置時期

市町村等の様々な広域連携について検討するにはかなりの時間を要することから、できる限り平成28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。

（3）検討事項

①各市町村等の現状分析及び将来予測

各市町村等の水道事業について、給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。

②市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

市町村等の水道事業の広域連携について、以下に掲げる事項に十分留意の上、検討すること。

- ・ 広域連携については、地域の実情に応じ、できることから相互協力することが重要であり、浄水場や配水池などの施設の共同設置、維持管理業務の共同実施や共同委託、各種システムの共同化等についても幅広く検討すること。
- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など市町村間の広域連携の仕組みの活用や、市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。
- ・ その際、新たに設けられた事務の代替執行や、公の施設の区域外設置等の制度を活用した区域外給水、用水供給事業と受水水道事業の統合など様々な手法について、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。
- ・ 広域連携について検討する際には、住民自治の観点や基礎自治体と広域自治体との適正な役割分担についても十分配慮すること。
- ・ 民間事業者が持つノウハウや技術力、人的資源等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。
- ・ 広域連携や民間活用等の先進事例について十分に分析を行い、各市町村等における活用可能性について、検討すること。

(4) 検討の目的

改革工程表において、経営戦略について平成30年度までに集中的に策定を推進することとされていることを踏まえ、経営戦略への円滑な反映が可能となるよう、できる限り平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5) 検討結果の公表

検討結果については、都道府県及び市町村等のホームページ等により公表し、広く住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明すること。

(6) 検討結果の見直し

検討結果については、市町村等の水道事業の広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直すこと。

なお、見直した結果については、公表すること。

2. 地方財政措置

平成28年度から平成30年度までの間、各公営企業（病院事業を除く）が経営戦略を策定する場合、策定に要する経費（上限1,000万円（事業費ベース・複数年度通算））の2分の1について、一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（2分の1）を講ずることとしていること。

水道事業については、経営戦略の策定のために広域化の調査・検討を実施する場合、これらに要する経費を重点的に支援するため、対象経費の上限を1,500万円上乗せし、合計2,500万円とすることとしているので、関係団体と調整の上、都道府県が構築する検討体制での各種調査・検討においても、積極的に活用すること。

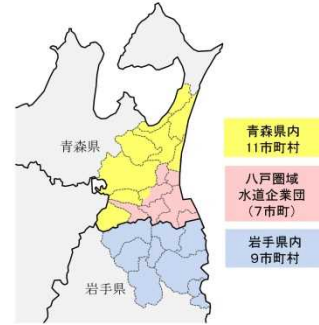
3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

総務省においては、市町村等の水道事業の広域連携に関する各都道府県の検討体制の設置状況及び検討状況を把握するための調査を行い、調査結果を公表することを予定していること。

参2 水道事業における広域化等の導入事例

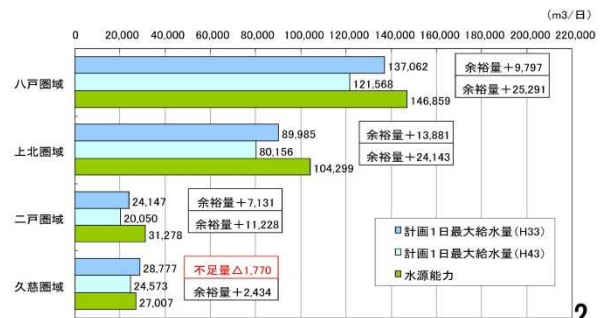
(事例1) 北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域連携の取組

- 北奥羽地区水道事業協議会は、八戸圏域水道事業団と青森県南の11市町村及び岩手県北の9市町村が、水道事業の総合的な発展と合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、平成20年1月に設立。
- 平成25年4月以降、地元の管工事組合や水質検査機関、検針・料金徴収関係企業の15団体も準会員となり、官民一体の体制を構築。
- 平成25年度まで、施設見学会や勉強会等を通じて会員間の連携を深めたうえ、平成26年度より、「出来るところから広域化」するため、以下の4つのテーマ毎に議論が行われ、県境をまたいだ新たな広域化への取組みとして注目されている。



- ① 施設の共同化: 浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合
- ② 水質データ管理の共同化: 水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化
- ③ 施設管理の共同化: 保守点検業務を一括して外部委託
- ④ システムの共同化: 八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用

- 右図は、各地域の今後の水需要の状況を示したものの。今後は、どの地域も水源能力に余力が生じることから、各自治体ごとに施設を更新するのではなく、既存施設を共同化し得る可能性を示唆している。

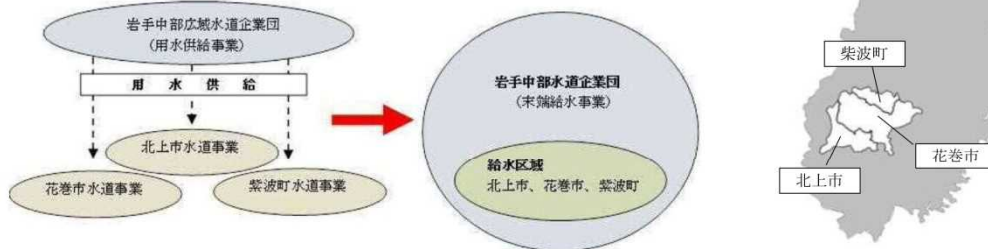


出典: 総務省・水道事業における広域化等の導入事例

(事例2) 岩手中部水道企業団による用水供給と末端給水の垂直統合

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、4から岩手中部水道企業団として事業を開始。



2 当該手法の特徴・効果

ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術の継承 ➢ 専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能な体制を確保 ・ プロバパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の統廃合 ➢ 更新投資の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 ・ ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先事業への集中投資 ➢ 資金の一括管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 ・ ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

出典: 総務省・水道事業における広域化等の導入事例

(事例3)北九州市による行政区域外への給水を通じた連携

1 概要

北九州市では、水道水または原水の供給を軸に5市9町と以下のとおり連携。

事業統合	芦屋町(H19.10)、水巻町(H24.10) ⇒ 2(1)参照
一部給水	苅田町(H20.3)
用水供給	宗像地区事務組合[宗像市]・新宮町(H23.4)、 福津市・古賀市に給水開始予定(H28.4) ⇒ 2(2)参照
分水	岡垣町(H2.4)、香春町(H17.4)
原水供給	宮若市(S49.5)、田川地区水道企業団[田川市、川崎町、糸田町、福智町](H13.3)



2 連携による効果

(1) 事業統合（水巻町）

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町は一日最大給水量（9,000m³）の約9割を北九州市から購入 北九州市の1.8倍という高い水準の水道料金 町民から水道料金の値下げを求める意見が多く、北九州市に対し、上水道事業の統合を要望
効果	<ul style="list-style-type: none"> 水巻町の水道料金が45%（3,797円→2,100円）低下 北九州市における収入の増加、経営基盤の強化（給水原価の改善など）

(2) 用水供給（宗像市、福津市、古賀市、新宮町）

導入目的	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策として、北九州市と福岡都市圏を結ぶ緊急連絡管の機能維持のためには、常時、維持用水を流しておくが必要であったことに加え、沿線の3市1町は水源等の問題で水源転換等を検討していたことから、緊急連絡管の維持用水を水源の転換等にあてることになったもの
効果	<ul style="list-style-type: none"> 宗像市や福津市では浄水施設の更新が不要、古賀市では新規水源を確保 新宮町では浄水施設の更新が不要かつ新規水源を確保 北九州市では新たな収入の確保かつ施設稼働率の向上

3 今後の展開 宗像地区事務組合より業務を包括的に受託予定（H28.4 事務の代替執行）

出典：総務省・水道事業における広域化等の導入事例

4

(事例4)大牟田市と荒尾市との施設の共同設置・DBO方式の活用

1 概要

(施設の共同設置)

大牟田市、荒尾市は共に炭鉱の町として発展し、市水に先駆けて炭鉱専用水道が普及していた経緯があり、市水との水道一元化という共通の課題を抱えていた。また以前から生活圏が同じであったことに加え、水源環境等の地理的条件等も背景に、スケールメリットを最大限生み出すことを目的に、共同浄水場を建設することとなった。

(DBO方式の活用)

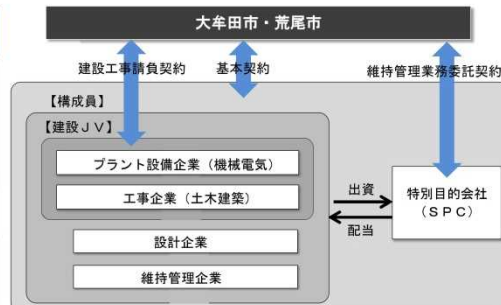
また、両市は将来の水道一元化を見据え浄水場を所有してきておらず、浄水場の建設及び維持管理を経験した技術者もいないことから、民間のノウハウを活用できるPPP（官民連携パートナーシップ）を進めることとなった。

2 当該手法の特徴・効果

落札者決定後の公的財政負担の削減率は20.48%となった。これは、競争が働いた結果、想定していた削減率よりも高い削減率となったものである。また、浄水場以外の施設（ポンプ場、配水池等）の維持管理も含め、同一事業者にて委託しており、設備にトラブルがあった場合の対応については、想定していた以上の効果が出ている。



手法	DBO方式による浄水場の共同設置
事業内容	大牟田市・荒尾市共同浄水場の設計・建設及び維持管理 共同浄水場外の水道施設の維持管理（大牟田市水道事業の井戸、配水池、ポンプ場、水質モニター等）
検討等期間	平成15年～平成19年3月
事業期間	設計・建設期間：平成21年6月～平成24年3月 維持管理期間：平成24年4月～平成39年3月



出典：総務省・水道事業における広域化等の導入事例

5

(事例5) 定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組

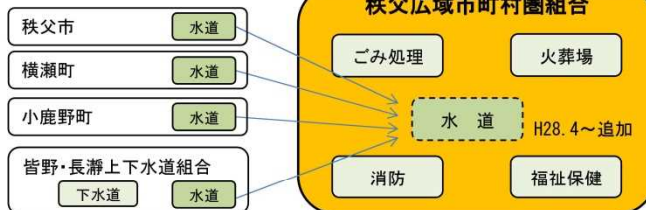
1 概要

- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域1市4町の共通課題
- 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施予定
- 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施

[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ...
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合（水平統合）（予定）

[イメージ]

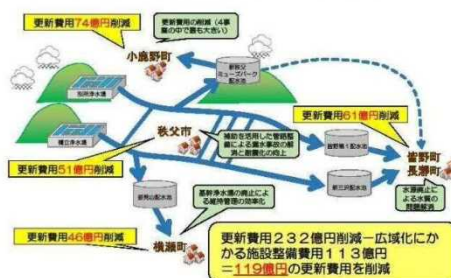


2 広域化の効果

- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設：47 → 32 箇所 (▲15) 浄水場：41 → 26 箇所 (▲15)
施設の更新需要 (50年程度)	統合しない場合：1,036 億円…A
	統合する場合：804 億円…B
	差引：232 億円…C=A-B
広域化に伴う施設整備費用	113 億円…D
	削減効果 119 億円…C-D
職員数	現行：50人 → H38：33人 (▲17)

～秩父市の基幹浄水場を中心とした統合～

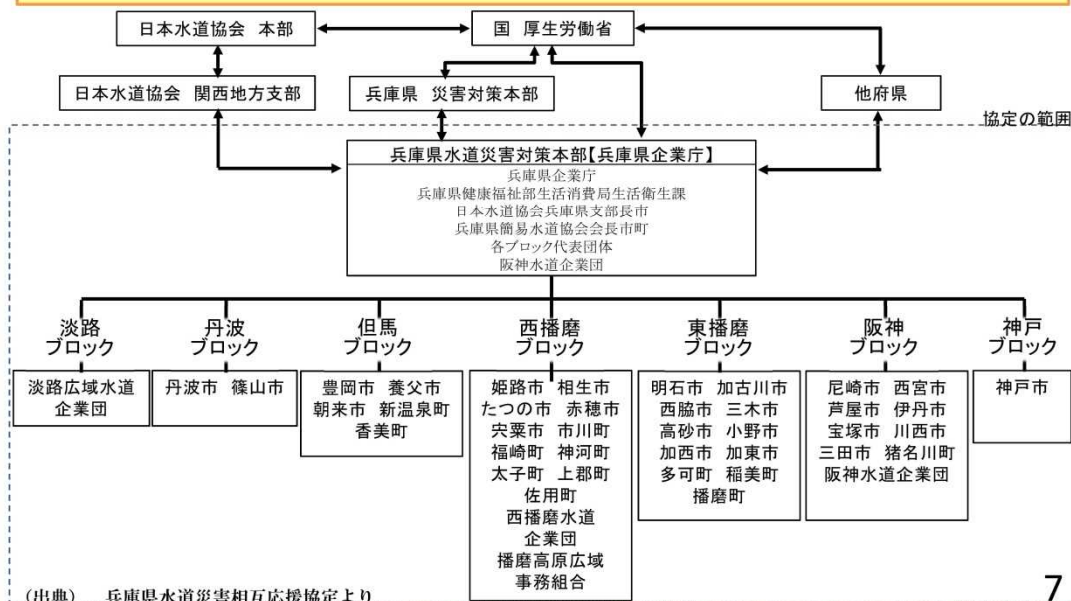


出典：総務省・水道事業における広域化等の導入事例

6

(事例6) 兵庫県水道災害相互応援協定

- ✓ 地震、異常湧水その他の水道災害における相互応援活動についての協定
- ✓ 災害対応に必要な資料の共有や連絡体制の確認のため連絡会議を開催し、共同で訓練を実施する

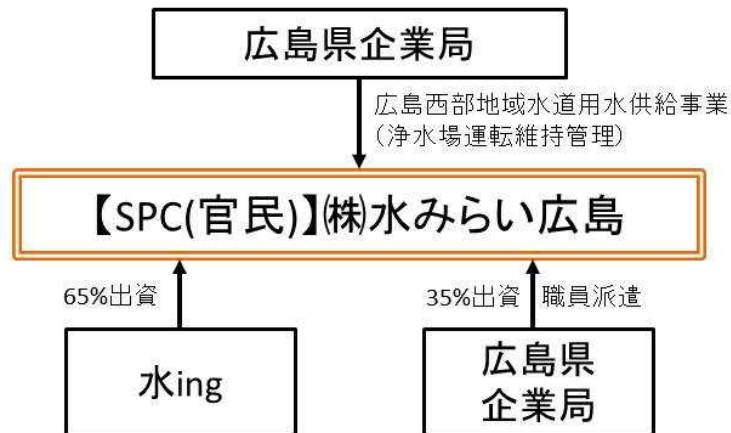


(出典) 兵庫県水道災害相互応援協定より

7

(事例7) 広島県(公民による共同出資会社)

- ✓ 民間出資が50%を越える民間主導のSPC(官民)による水道事業の受託
- ✓ 対象業務は施設(浄水場等)及び管路(送水管)の運転・管理



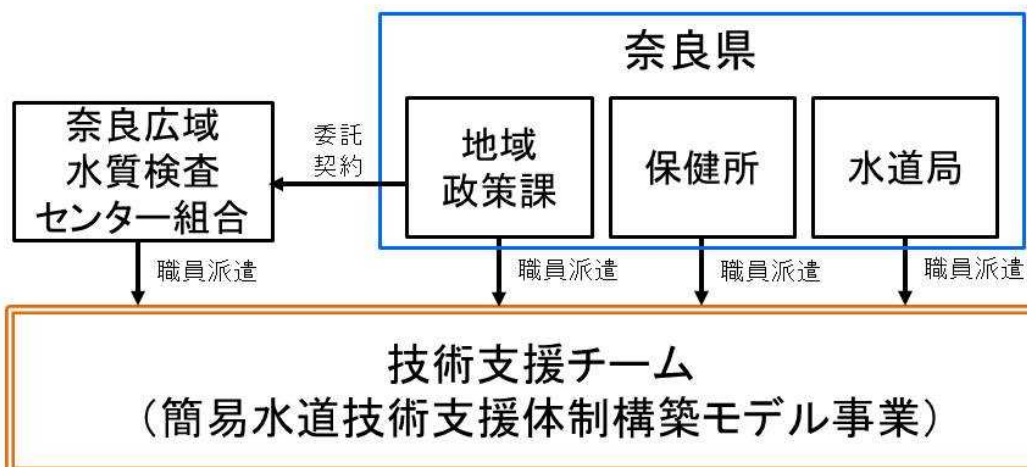
- ※ SPC・・・特定(特別)目的会社(Special Purpose Companyの略)。PFIにおいては事業に参画しようとする複数の企業等が共同でSPCを設立し、当該SPCがPFI事業の実施主体となる場合が多い。
- ※ PFI・・・Private Finance Initiativeの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、修繕等の業務について、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施するもの。

(出典) 大阪市水道局HPより；第2回あり方懇話会資料より再掲

8

(事例8) 奈良県(簡易水道への技術支援)

- ✓ センター組合と奈良県水道局と県の4つの保健所で構成するチームによる簡易水道事業への技術的な支援を行う。
- ✓ 現在は施設管理のマニュアル化、改善提案や水質課題の解決などをモデル事業として実施している。



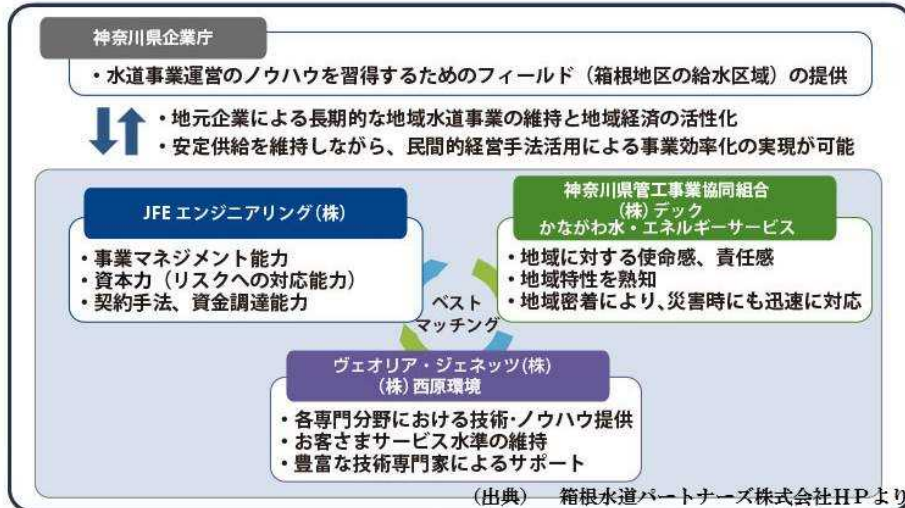
- ※ 奈良広域水質検査センター組合
・・・奈良県及び奈良市を除く水道事業体で水質検査業務を共同処理する一部事務組合

(出典) 奈良県へのヒアリングにより事務局でイメージを作成；第2回あり方懇話会資料より再掲

9

(事例9) 箱根水道パートナーズ株式会社

- ✓ 箱根地区水道事業包括委託を実施するために設立されたSPC

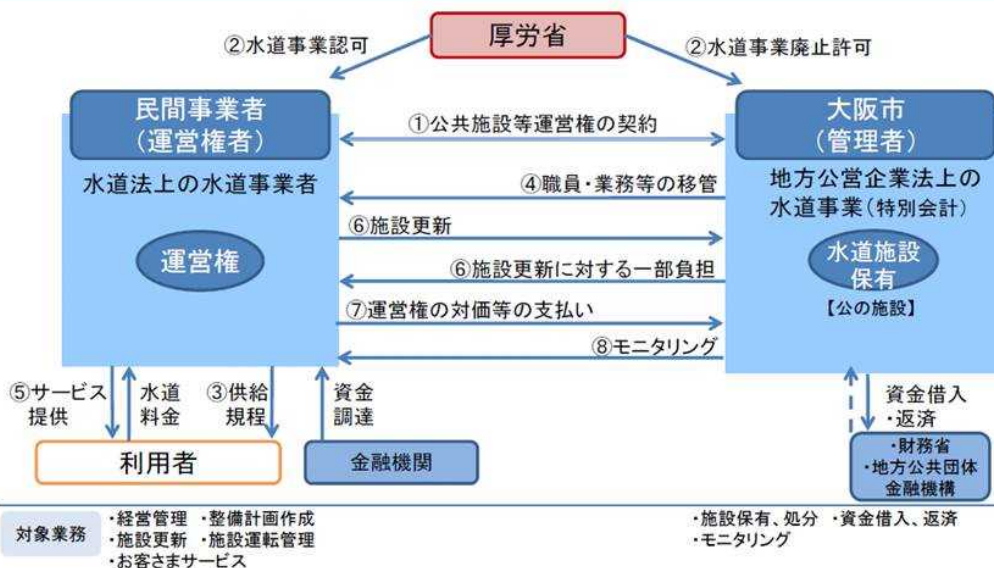


※SPC・・・特定(特別)目的会社(Special Purpose Companyの略)。PFIにおいては事業に参画しようとする複数の企業等が共同でSPCを設立し、当該SPCがPFI事業の実施主体となる場合が多い。

10

(事例10) 大阪市案(公共施設等運営権制度の活用)

- ✓ 大阪市＝施設保有者として公の施設(地方自治法)を保有し、運営権を民間事業者へ付与
- ✓ 民間事業者＝水道事業認可を取得し、料金の直接収入から維持管理、施設更新まで認可上認められた水道事業を実施



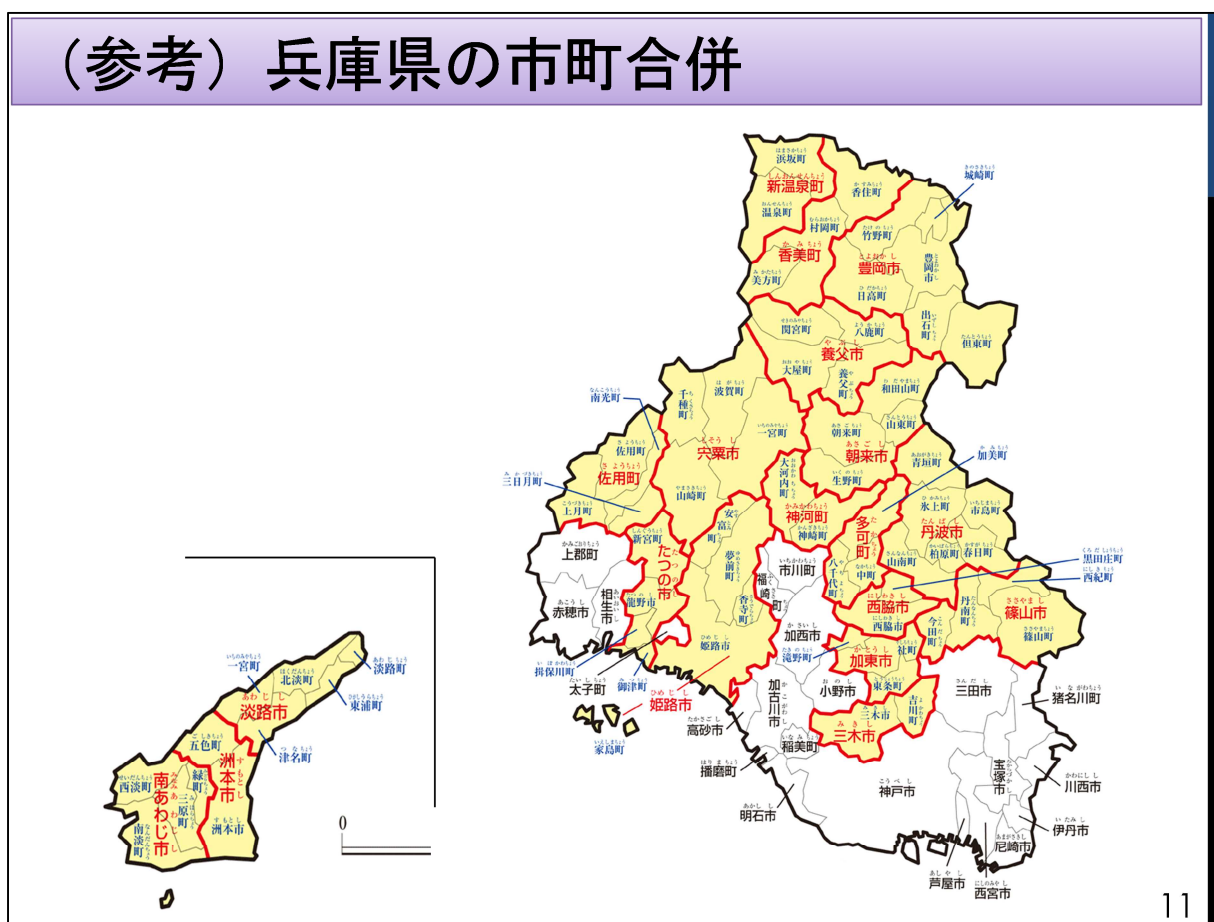
(出典) 水道事業における公共施設等運営権制度の活用について(実施プラン案) (平成27年8月修正版 大阪市水道局) より11

表 他県における広域連携事例及び効果額（一覧）

対応方策	事例	効果額/縮減率
業務の共同委託	茨城県かすみがうら市（人口 42,143 人）、阿見町（人口 47,545 人）による上下水道料金等収納業務の共同発注	年間委託料 ▲16.2 百万円（▲13%） かすみがうら市：▲9.0 百万円 （70 百万円→61 百万円） 阿見町：▲7.2 百万円
システムの共同化	高知県須崎市（人口 22,598 人）、四万十町（人口 17,320 人）、中土佐町（人口 6,807 人）による水道料金システムの共同化（構築、管理）	構築費 ▲6.3 百万円（▲32%） 19.7 百万円→13.4 百万円 年間管理料 ▲4.0 百万円（▲57%） 7.0 百万円→3.0 百万円
浄水場の共同設置	熊本県荒尾市（人口 53,453 人）、福岡県大牟田市（人口 117,413 人）による浄水場の共同設置 ※両市の浄水場はこの 1 施設のみ	建設費 ▲700 百万円（▲16%） 4,400 百万円→3,700 百万円 （荒尾市負担分）
業務の包括委託	福井県坂井市（人口 90,300 人）の業務（窓口、検針、会計、申請受付、水質検査、運転管理、保守点検、緊急修繕など）を包括委託	年間委託料 ▲30.0 百万円（▲12%） 249 百万円→219 百万円
水平統合	埼玉県秩父市を始めとする 1 市 2 町 1 組合（人口計 101,624 人）が事業統合により施設の統廃合を実施（取水施設：▲15 箇所、浄水場：▲15 箇所等）	更新費減—整備費増 ▲11,900 百万円（▲12%） 103,600 百万円→91,700 百万円

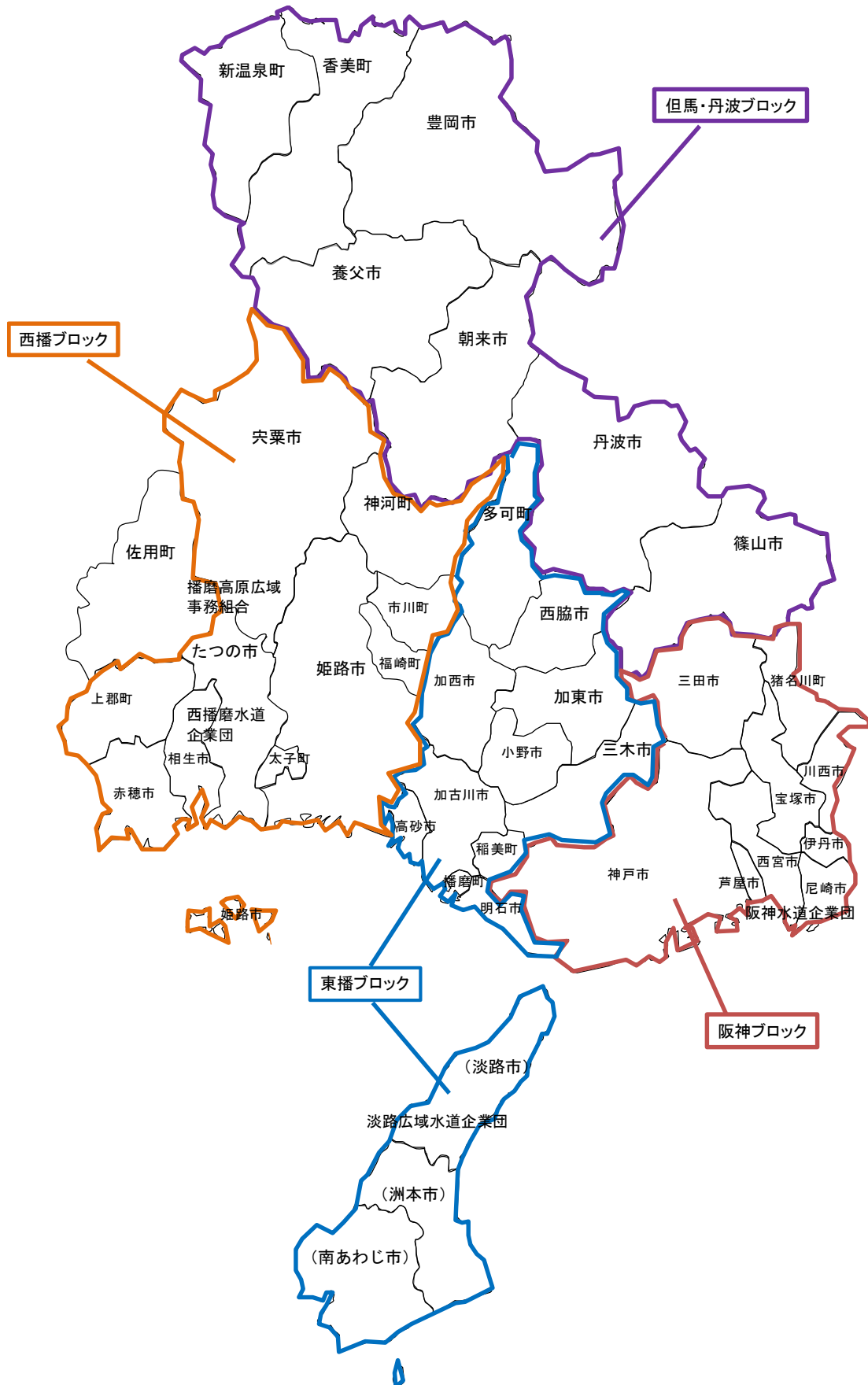
※総務省「水道事業・先進的取組事例集」に基づいて事務局が抜粋整理

（参考）兵庫県の市町合併

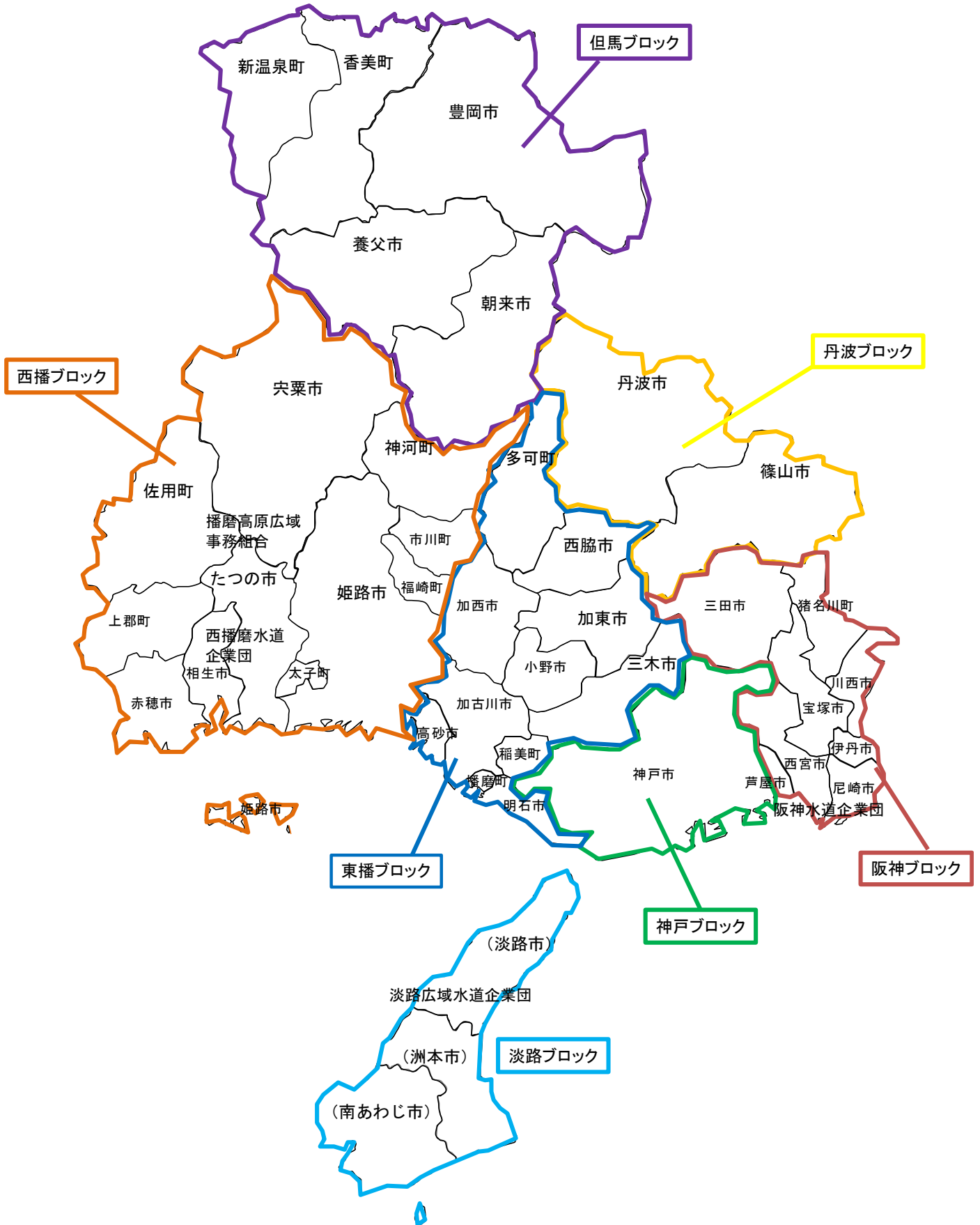


参3 兵庫県内ブロック等分類例

(1) 日本水道協会兵庫県支部ブロック



(2) 兵庫県水道災害相互応援体制

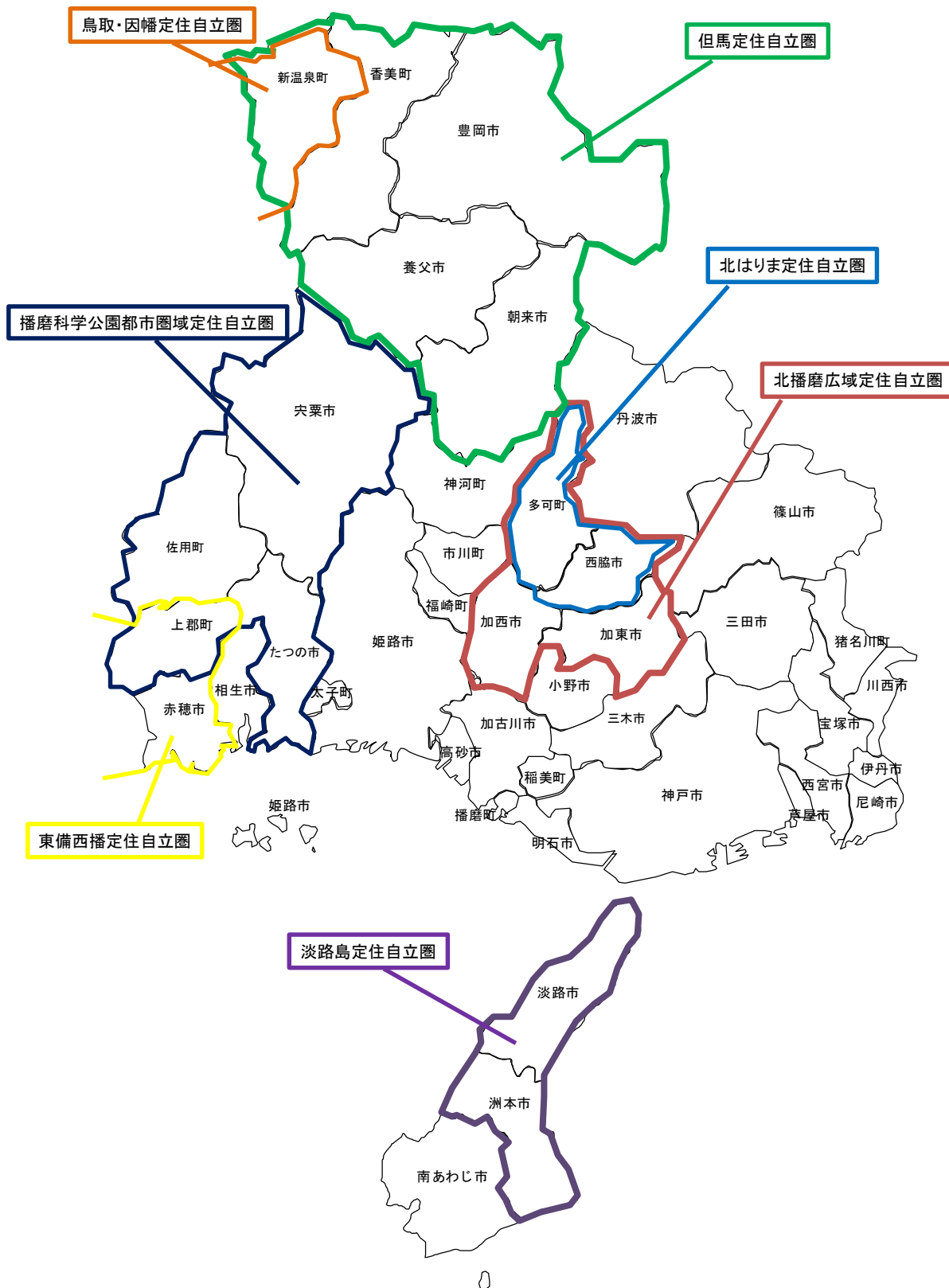


(3) 連携中枢都市圏※



※連携中枢都市圏：地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。
 事例) 播磨圏域連携中枢都市圏・・・姫路市を中心とする 16 市町

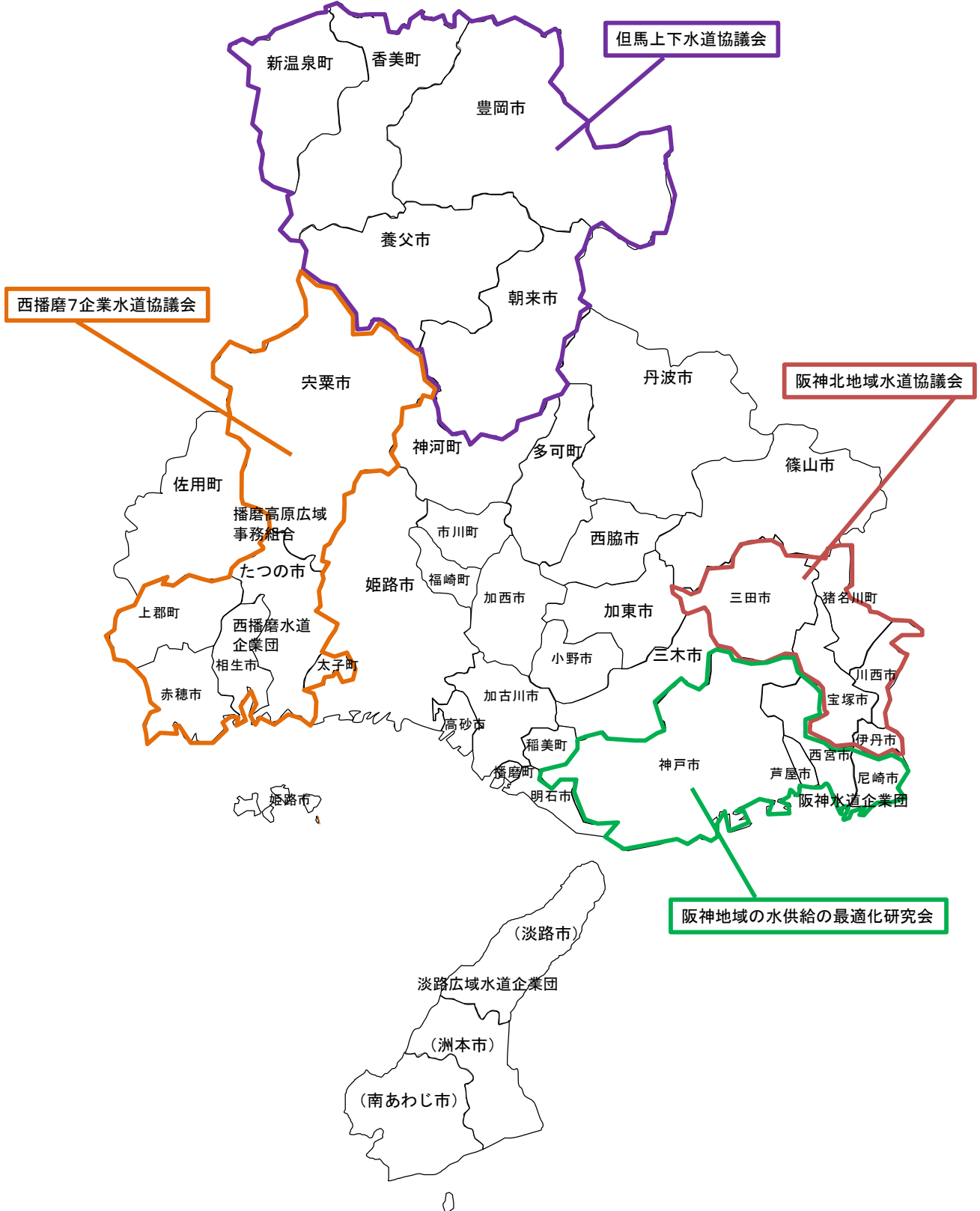
(4) 定住自立圏※



※定住自立圏：中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

事例) 北播磨広域定住自立圏・・・加西市、加東市、西脇市、多可町

(5) 水道事業に関する検討会・情報交換会



(6) 一部事務組合（企業団）及び兵庫県営水道受水団体



※一部事務組合：地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体事例）淡路広域水道企業団、西播磨水道企業団、但馬広域行政事務組合

参4 国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について（概要版）

1. 適切な資産管理の推進

現状・課題

- 水道施設の適正な管理のためには、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的な情報を把握しておく必要がある。一方で、水道法においては台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障が生じる例も見受けられた。
- また、老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕を行うことが必要。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化が必要。

※厚労省では、手引きの公表等により、水道事業者に対して適切な資産管理の実施を奨励してきたものの、更新需要・財政収支の見通しを把握し、施設整備計画・財政計画等の作成を行うことができていない事業者は、全体の16%にとどまっている。

対応の方向性

- 他の社会資本(下水道、道路、河川等)と同様に、水道事業者には水道台帳の整備を行うことを義務付ける。

(参考)下水道法
第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 他の社会資本と同様に、水道事業者は、点検を含む施設の維持管理・修繕を行うことにより、水の安定供給を図るよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。

(参考)下水道法
第7条の2 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。
2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

- 水道事業者は、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを把握するとともに、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。
- 簡易水道を含む中小規模の水道事業者は人員的・予算的な余裕がないと考えられるため、広域連携が図られることを前提として、外部の人材を活用するなど、台帳整備、施設の点検、更新需要及び財政収支の見通しの試算等を実施できるよう支援を行うことが考えられる。

2. 水道料金の適正化

現状・課題

- 水道料金は水道事業者が地方議会の議決を経て定める住民自治が原則。
 - 料金の算定方法は、総括原価方式。
・営業費用：人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等
・資本費用：支払い利息、資産維持費
 - 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
 - 人口減少に伴う水需要の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込み。
 - 一方、平成22年～26年の5年間で、水道料金の値上げを行った水道事業者は年平均で約4%にとどまっている(約56/約1280)。
- ↓
- 十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

対応の方向性

- 水道法がその目的に謳っている「豊富低廉な水の供給」の文言は維持しつつ、将来にわたり健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化。

- 中長期的更新需要・財政収支の見通しの把握に基づいた料金とするため、水道事業者は水道施設の更新需要・財政収支の見通しを把握した場合には、公表するよう努めなければならないことを法律上明記する。

- 上記の考えに沿って水道料金の算定方法をより明確化する。また、認可権者から水道事業者に対し、持続可能な料金水準について定期的に議論するよう促す。

3. 広域連携の推進

現状・課題

- 1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が917と多数存在(平成26年)。
- 小規模な事業者においては、単独で事業を維持するための職員体制や財源確保が困難であり、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携の手法が有効。
- 厚生労働省では、中小規模の水道事業者の厳しい経営状況、職員の減少・高齢化の現状を踏まえ、水道ビジョン(平成16年)や新水道ビジョン(平成25年)の策定、予算措置等により、広域連携の推進を図ってきた。
- 広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

対応の方向性

- 都道府県に広域連携の推進役としての責務を追加。
- 都道府県は、都道府県内の水道事業者を構成員として、広域連携を検討するための協議会を設置できることを法律上明記する。
- 広域連携の推進、水道事業の基盤強化(施設基盤、財政基盤及び人的基盤等の強化)を図るため、以下の枠組みを水道法の体系に追加。

国が定める「水道事業基盤強化基本方針」

施設の計画的更新・耐震化の促進等、
広域連携(事務の協力、施設の共同利用、統合等)の推進

関係市町村の同意の下、都道府県が定める
「水道事業基盤強化計画」

広域連携する事業者*が共同して定める
「広域連携実施計画」

*都道府県の計画に記載

計画に基づく事業(施設整備等一定のもの)に財政支援

4. 官民連携の推進

現状・課題

- 「日本再興戦略2016」(成長戦略)や「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太)で、水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められている。

※公共施設等運営権方式(コンセッション方式):
PFIの一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度。

- 一方で、以下のような指摘がなされている。
 - ・コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者が水道法上の認可を取得し、全責任を負うこととするのは、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
 - ・運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかと懸念があることや、地方公共団体が認可を持っておらず、水道法上の責任を持つ根拠がないことも、地方公共団体がコンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。

対応の方向性

- コンセッション方式の導入に向けた制度上の環境整備を行う。
- 水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得よう、
 - ①水道事業の運営権者たる民間事業者と水道施設の所有者たる地方公共団体との権利・義務関係を明確にする、
 - ②運営権者の不測の倒産時等にあっても水道事業の継続性を確保する

等の観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意しながら、法制的に必要な対応を行う。
- コンセッション方式を活用した民間事業者が将来の更新投資に備えることができるよう税制上の措置を講ずる。
- 民間事業者が水道事業の運営に関わることを前提とした水道料金の算定方法を明確にする。

※「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」に基づいて事務局が整理